

(別紙様式2)

令和2年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 愛知県
農業委員会名： 設楽町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農業の概要

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	416	377				793
経営耕地面積	150	105	104	1		255
遊休農地面積	12.2	9.4	9.4			21.6
農地台帳面積	524	436	389		47	960

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	607
自給的農家数	329
販売農家数	278
主業農家数	50
準主業農家数	39
副業的農家数	189

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	413
女性	208
40代以下	

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	35
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	7
農業参入法人	11
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※ 農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	8	8
認定農業者	—	2
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	8	8	1

* 現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	793ha	159ha	20.05%
課 題	農業者の高齢化、後継者不足、不在地主による遊休農地が発生している。遊休農地となる前に、新たな耕作者、担い手へ農地集積を図る事が必要となる。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況 (②／①×100)
161ha	161ha	0ha	100.00%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地利用意向調査による空農地の把握と、通年で新規また継続した農地利用が図れるよう、農地所有者並びに担い手へ農地利用集積に係る制度等の周知及び集積可能な農地情報等を周知。
活動実績	リーフレットを活用した来庁者への農地中間管理事業の周知を随時実施した。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地中間管理事業による利用権設定は増えているものの、農地利用集積円滑化事業からの移行が多く集積率は上がっていないのが現状である。担い手それぞれの経営面積も多く、担い手への新規農地の集積はだんだん難しくなっている。
活動に対する評価	担い手の経営面積にも限界があるため、今後は新規担い手の拡大が課題である。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	2経営体	1経営体	3経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	0.5ha	0.2ha	0.6ha

課題	ここ3年間で新規参入が5名、取得農地面積1.3haであるが、その全てが施設野菜での参入である。今後、農家の高齢化による担い手不足は更に加速していく見込みであり、特に水稻については、高齢化が進んでいることから、将来にわたって担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。
----	--

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
2経営体	3経営体	150%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
0.4ha	0.6ha	150%

※1 参入目標及び参

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	新城設楽地域担い手育成総合支援協議会と連携をとりながら、就農林相談会の開催や、都市部で開催される就農相談会等へ積極的に参加し、新規参入希望者を呼び込み、新たな担い手の確保を図るとともに、法人の農業参入についても推進する。
活動実績	・10月に新城市、3月に名古屋市において、就農相談会を実施、ブースを設置し就農相談者に対応するとともに、来場者にチラシ等で就農及び定住のPRを実施。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を上回る、3名の就農者が確保できた。
活動に対する評価	・毎年続けている就農相談会の結果、新規就農につながった。来年度以降についても、新規就農につながるよう活動を継続していく。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	814.6ha	21.6ha	2.65%
課 題	農業者の高齢化、後継者不足、不在地主による遊休農地が発生している。遊休農地なる前に、新たな耕作者、担い手へ農地集積を図る事が必要となる。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
2.0ha	0.7ha	35%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	18人	8月～10月	11月	
活動実績	農地の利用意向調査	調査方法 現地調査			
	その他の活動	なし			
	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		18人	8月～11月	11月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	2月	
	第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条		
	調査数: 2筆	調査数: - 筆	調査数: - 筆		
	調査面積: 0.1ha	調査面積: - ha	調査面積: - ha		
その他の活動	なし				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	担い手の確保及び農地所有者の利用の確認を行う必要がある。
活動に対する評価	獣害及び農業者の高齢化に伴う担い手不足により、耕作放棄地が増加傾向にあることから、行政と協力し獣害対策や新規就農相談等の活動を行っているものの十分な成果が得られていない。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	793ha	0ha
課 題	各農業委員の隨時パトロールや現地調査により現状の把握に努めているが、まだ農地法の理解が得られていない部分もあるため、より一層の周知を図ることが課題である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農地パトロールを強化・徹底するとともに、農業者への周知を図り、違反転用を未然に防止する。 違反転用に対しては、隨時聞き取り調査等を実施し、是正指導を行う。
活動実績	違反転用の発生防止に向けて、8月～11月にかけ利用状況調査と合わせてパトロールを実施するとともに、各農業委員が日常的に随时パトロールを実施。
活動に対する評価	日常的なパトロールにより違反転用の防止に繋がっている。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 25件、うち許可 25件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	申請書及び添付書類の確認を行うとともに、農業委員による現地確認を行なっている。また、必要に応じて申請者への聞き取り調査等を実施している。					
	是正措置	—					
総会等での審議	実施状況	事実関係を踏まえ、法令に適合しているかを議案ごとに審議した。					
	是正措置	—					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		0件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0件			
	是正措置	—					
審議結果等の公表	実施状況	本庁に備え縦覧に供している。					
	是正措置	—					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から20日	処理期間(平均)	20日		
	是正措置	—					

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 11件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員による現地確認を行なっている。また、必要に応じて申請者への聞き取り調査等を実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事務局及び地区担当委員が説明を行い事実関係を踏まえ、法令に適合しているかを議案ごとに審議した。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	本庁に備え縦覧に供している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 15日	処理期間(平均)	15日
	是正措置	—			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	6法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	6法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	-法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	-法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	-法人
	提出しなかった理由	-
	対応方針	-
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	-法人
	対応状況	-

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	0件
		情報の提供方法:	町ホームページ
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	104件
		情報の提供方法:	随時閲覧
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	960ha
		データ更新:	-
		公表:	農業委員会事務局窓口で農地ナビを設置
	是正措置	-	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 なし
	〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 なし
	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

本庁に備え縦覧

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--